（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和４年度 |
| 計画主体 | 福岡県遠賀町 |

遠賀町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名　　　産業振興課

所在地　　　遠賀郡遠賀町大字今古賀５１３番地

　電話番号　　　０９３－２９３－１２５２

ＦＡＸ番号　　　０９３－２９３－０８０６

メールアドレス　　　sangyou＠town.onga.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、　　　　　　　イタチ（雄）、テン、カラス、カモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ |
| 　計画期間 | 令和５年度～令和７年度 |
| 　対象地域 | 福岡県遠賀町全域 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| イノシシシカサルタヌキアナグマアライグマイタチ（雄）テンカラスカモスズメムクドリヒヨドリ | 麦、大豆農業用施設水稲、果樹、野菜果樹、野菜果樹、野菜果樹、野菜果樹、野菜果樹、野菜果樹、野菜水稲、野菜、果樹麦水稲、野菜果樹、野菜果樹、野菜 | ―　ｈａ　　　　－　千円ため池堤体、水路の掘削等―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　－　千円２．６７　ｈａ　　８４９　千円２．１３　ｈａ　　６２６　千円―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　－　千円―　ｈａ　　　　―　千円 |

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| 町内の農作物に被害を及ぼす有害鳥獣は、主にイノシシである。イノシシは、大字別府、上別府、虫生津において、麦・大豆被害を及ぼしている。農家の自衛による電気柵や網の設置等も行われているが、イノシシの侵入を防ぐことはできず、被害を思うように防止できていない。また、山林の生息場所やエサ場の減少により、住宅周辺に出没して家庭菜園を荒らす等の被害も少なくはない。　カモやカラスについては、近年は被害が発生しているので、今後は被害防除に取り組む必要がある。　スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ等の鳥類、シカ、サル等の大型哺乳類、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ（雄）、テン等の中型哺乳類は最近、町民から生活被害の相談が増えており、被害が本格的に拡大しないよう早急な対策が必要である。 |

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（　３年度） | 目標値（　７年度） |
|  |  |  |
| イノシシ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ　　　　　　　―　千円 | ０．１８ｈａ　　　　　　２２４千円 |
| シカ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| サル　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| タヌキ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| アナグマ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| アライグマ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| イタチ（雄）　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| テン　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| カラス　被害面積被害金額 | ２．６７ｈａ８４９千円 | ２．４０ｈａ７６４千円 |
| カモ　被害面積被害金額 | ２．１３ｈａ６２６千円 | １．９２ｈａ５６３千円 |
| スズメ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| ムクドリ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |
| ヒヨドリ　被害面積被害金額 | ―　ｈａ―　千円 | ―　ｈａ―　千円 |

※イノシシは令和３年度の実績がなかったため、令和２年度を基準年として

目標を算定。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | ・町職員による追い払い等の現場出動。・駆除については、遠賀郡猟友会に依頼し計画的に数を減らす捕獲を実施。 | ・放置された竹林のタケノコや、家庭から出る生ごみなどのエサとなるものの管理不足。・里地里山の荒廃による整備不足での緩衝帯の減少。・エサとなる放任野菜、果樹等の増加。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ・農業者及び生産組合が設置する電気柵や溶接金網の購入に対し、助成金（1/2以内）を補助。 |  |
| 生息環境管理その他の取組 | ・八幡農林事務所管内における鳥獣対策の研修会への参加。 |  |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| イノシシ・捕獲については、猟友会等と協力し箱わなを中心とした計画的な捕獲を継続して実施する。・個体数が把握されていないため、猟友会等と協力して生息状況調査を行い、箱わなを増設するなどの方法により捕獲を実施し、個体数の減少に努める。・里地里山や放置竹林の整備等による野生動物を寄せ付けない環境整備に努める。・放任野菜や果樹といったエサとなるものの管理や、被害防止対策等について、啓発の強化を行う。イノシシ以外の対象鳥獣・個体数が把握されていないため、猟友会等と協力して生息状況調査を行うと同時に、猟友会に捕獲を依頼して、個体数の減少に努める。・里地里山や放置竹林の整備等による野生動物を寄せ付けない環境整備に努める。・放任野菜や果樹といったエサとなるものの管理や、被害防止対策等について、啓発の強化を行う。 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 遠賀町鳥獣被害対策協議会において、広域的・計画的な捕獲対策等を協議しながら、猟友会等に計画的な捕獲を依頼する。 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| ５～７ | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ（雄）、テン、カラス、カモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ | ・箱わなを購入し適所に設置 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 福岡県鳥獣保護管理事業計画や福岡県第二種特定鳥獣管理計画を厳守し、過去の捕獲実績等をもとに、被害軽減目標を達成するために捕獲計画数の設定を行う。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| 　令和５年度 | 　令和６年度 | 　令和７年度 |
| イノシシ | １００頭 | １００頭 | １００頭 |
| シカ | １０頭 | １０頭 | １０頭 |
| サル | １０頭 | １０頭 | １０頭 |
| タヌキ | ３０頭 | ３０頭 | ３０頭 |
| アナグマ | ３０頭 | ３０頭 | ３０頭 |
| アライグマ | ３０頭 | ３０頭 | ３０頭 |
| イタチ（雄） | ４０頭 | ４０頭 | ４０頭 |
| テン | １０頭 | １０頭 | １０頭 |
| カラス | １００羽 | １００羽 | １００羽 |
| カモ | １００羽 | １００羽 | １００羽 |
| スズメ | １００羽 | １００羽 | １００羽 |
| ムクドリ | １００羽 | １００羽 | １００羽 |
| ヒヨドリ | １００羽 | １００羽 | １００羽 |

|  |
| --- |
| 　捕獲等の取組内容 |
| 町内全域において、鳥獣の種類等に応じてわなや銃、網を用いて必要最小限の期間で捕獲を行う。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|  |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|  | （権限委譲済） |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
| イノシシ | 溶接金網１，０００ｍ | 溶接金網１，０００ｍ | 溶接金網１，０００ｍ |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 　　　　　５年度 | 　　　　６年度 | 　　　　７年度 |
| イノシシ | 既存施設について効果が十分発揮できるよう実施隊による点検を実施し、必要に応じ助言、指導を行う。 | 既存施設について効果が十分発揮できるよう実施隊による点検を実施し、必要に応じ助言、指導を行う。 | 既存施設について効果が十分発揮できるよう実施隊による点検を実施し、必要に応じ助言、指導を行う。 |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| ５～７ | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ（雄）、テン、カラス、カモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ | ・生ゴミや放置菜園等、野生鳥獣のエサとなるものの管理などの住民啓発・放置竹林、荒廃森林等の整備により野生動物が近付かないような環境整備に取組む |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称  | 役割 |
| 折尾警察署 | ・被害防止対策の指導・有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止 |
| 福岡県八幡農林事務所 | ・被害防止対策の指導 |
| 遠賀郡猟友会 | ・有害鳥獣の捕獲 |
| 遠賀町産業振興課 | ・有害鳥獣の捕獲依頼・関係機関との連絡調整・被害防止対策有害鳥獣の捕獲依頼・被害状況、目撃情報の把握 |

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 　別紙のとおり |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 捕獲等をした鳥獣は、環境に配慮し埋設処理をする。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 流通ルートの確保ができていないことから、現在は有効な利用等には至っていない。今後は必要に応じて検討する。 |
| ペットフード | 流通ルートの確保ができていないことから、現在は有効な利用等には至っていない。今後は必要に応じて検討する。 |
| 皮革 | 流通ルートの確保ができていないことから、現在は有効な利用等には至っていない。今後は必要に応じて検討する。 |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | 流通ルートの確保ができていないことから、現在は有効な利用等には至っていない。今後は必要に応じて検討する。 |

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 適切な処理施設、また流通ルートの確保ができていないことから、現在は有効な利用等には至っていない。また、町内で捕獲する有害鳥獣のみでは費用対効果の観点より、新規で加工処理施設を建設するような予定はない。 |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 現在は有効な利用には至っておらず、人材育成等を行っていない。今後は必要に応じて検討する。 |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 遠賀町鳥獣被害対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 遠賀郡猟友会 | 捕獲に対する協力、助言、指導 |
| 北九州農業協同組合 | 農業者被害情報収集・提供 |
| 福岡県農業共済組合 | 農業者被害情報収集・提供 |
| 遠賀町 | 鳥獣被害対策協議会の連絡調整 |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 宗像遠賀保健福祉環境事務所 | 有害鳥獣の捕獲や被害防止等に関する総合的な助言 |
| 福岡県八幡農林事務所 | 有害鳥獣の農作物の被害防止等に関する総合的な助言 |
| 福岡県八幡農林事務所北九州普及指導センター | 有害鳥獣の農業被害防止等に関する総合的な助言 |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 法第9条に基づき、町職員（３名）による鳥獣被害対策実施隊を設置済み。 |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 近隣市町と連携し、広域的な駆除体制の強化を図る必要がある。平成２７年度に近隣市町及び委託先の遠賀郡猟友会と協議し、平成２８年度より体制強化している（平成２８年度は無線機２５台の購入・登録等を実施）。令和元年度及び令和４年度に箱わな(小型獣用）を購入し、中型哺乳類等の捕獲を強化している。 |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 被害防止対策において、福岡県及び関係機関との連携を図り被害の減少に努める。 |